

有資格請負業者 各位

契 約 検 査 課

前金払割合の引き上げ特例措置終了について

平成 23 年 5 月に復旧事業等に係る工事が円滑に実施されるようにするため、水戸市公共工事に要する経費の前金払に関する要項の一部を改正し、公共工事の前金払割合を引き上げ実施しておりましたが、概ね災害復旧工事も完了しているため、公共工事の前金払割合を下記のとおりとします。また、併せて中間前金払の前金払割合も下記のとおりとします。

記

制度の概要

		現 行	改 正
前 金 払	土 木 建 築 工 事 等	請負代金額が 130 万円以上 <u>5 0 %</u> 以内 (10 万円未満の端数は切捨て)	請負代金額が 130 万円以上 <u>4 0 %</u> 以内 (10 万円未満の端数は切捨て)
	設 計 ・ 調 査	業務委託料が 130 万円以上 <u>4 0 %</u> 以内	業務委託料が 130 万円以上 <u>3 0 %</u> 以内
	測 量	業務委託料が 130 万円以上 <u>4 0 %</u> 以内	業務委託料が 130 万円以上 <u>3 0 %</u> 以内
中 間 前 金 払	土 木 建 築 工 事 等	請負代金額が <u>500 万円</u> 以上の土木建築に関する工事（設計又は調査、測量等を除く）で、 (1) 工期の 2 分の 1 を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。 (2) 既に行われた作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上であること。 以上の 2 項目の条件を確保できるもの。 請負代金額の 20%以内（合計で <u>70%</u> 以内） (10 万円未満の端数は切捨て)	同左 請負代金額の 20%以内（合計で <u>60%</u> 以内） (10 万円未満の端数は切捨て)

※ 1 施行期日：平成 2 9 年 7 月 1 日以降の指名・公告から適用する。

※ 詳細については、水戸市ホームページ「各課の業務」→「契約検査課」→「入札制度・契約規程」→「前金払制度の改正について」をご参照ください。